

プレスリリース 報道関係各位



2008年3月28日

社会福祉法人ゆたか福祉会

仕事と生活の調和を応援する職場を目指して、
「ワーク・ライフ・バランス」を支援する制度の拡充を行います。

社会福祉法人ゆたか福祉会（以下ゆたか福祉会、本部名古屋市、理事長 富田偉津男、職員数 351名）は、2008年4月よりワーク・ライフ・バランスを支援するための制度の拡充を行います。

【ワーク・ライフ・バランス支援の経過】

ゆたか福祉会は、人口減少社会において、ますます困難になる人材確保、人材定着、人材育成を見すえ、21世紀職業財団からの「職場風土改革促進事業実施事業主」の指定を契機として、2007年9月に行った「ワーク・ライフ・バランス」サポート宣言（別紙）を皮切りに、ワーク・ライフ・バランス支援の取組を推進してきました。

その具体化として、2007年11月には、ワーク・ライフ・バランスの意識・ニーズを把握するための全職員を対象とするアンケートを実施し、その分析や要望を受け止めた制度改善について検討を進めてきましたが、以下の制度拡充を2008年4月より行うことを決定いたしました。

【制度拡充の概要】

- 理由を問わず（保育所待ちでなくても）、子が1歳と6ヶ月まで育児休業を取得可能とします。
- 育児休業中（法定の取得理由に限る）の給与の約5割を保障し、性別を問わず取得促進に繋がります。
- 失効年次有給休暇積立制度による介護休業の有給保障を行い、万一をバックアップします。
- 育児短時間勤務を小学校始期まで拡大し、うち、子が3歳を過ぎた年度末までの期間は、1時間短縮までを有給保障とし、賞与減額規定も廃止とします。これにより性別を問わず取得促進に繋がります。
- 子の看護休暇を、小学校卒業までの子を対象に拡大するとともに、子の看護と、子の公的行事のためにも使える休暇に拡充します。また付与日数も、全職員に年間10日間に拡充し、時間単位での取得も可能とします。うち有給保障を正規職員とフルタイム有期契約職員に5日間、週20時間以上勤務の有期契約職員に3日間行います。次世代育成支援としても大きく拡充を図ります。
- 職員の申し出による時間外労働の軽減措置を所定外労働の免除措置に拡充します（小学校始期までの子を養育する職員、要介護状態にある家族を介護する職員が対象）

※別紙資料の日付3/22は原案を確定した理事会の日付となっておりますのでご了承下さい。